佐倉市工事中間検査基準

(目的)

第1条 工事又は製造の請負(以下「工事」という。)にかかる給付の完了確認をするにあたり、当該給付の対象物(以下「目的物」という。)の品質の向上、検査事務の合理化及び完成検査の補完等を目的とし、この基準を定めるものとする。

(中間検査の実施)

- 第2条 佐倉市工事検査要綱第6条第3号に規定する中間検査基準は、第1 条の目的を達成するため実施するものとする。
- 2 中間検査は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の契約の相手方(以下「受注者」という。)の実施工程を考慮し、工事の進捗の状況、事業実施上の重要な変化点、又は構造等不可視部分の確認を行うことを原則とする。

(部分使用検査)

- 第3条 部分使用検査は、受注者に所有権は属するが工事の進捗その他のやむを得ない事由等により契約約款の規定により発注者と受注者間で書面による協議を取り交わした上で実施する検査である。
- 2 前項の検査を実施する場合、受注者は市長宛に中間検査願いを提出するものとする。
- 3 前項の中間検査願いを受理した事業担当課長は、佐倉市工事検査要綱第 8条第2項及び第4項の手続きを速やかに行わなければならない。
- 4 佐倉市工事検査要綱第8条第2項の手続きにおける検査担当課長への提出書類は別表2のとおりとする。

(段階検査)

- 第4条 段階検査は、工事の重要度、規模又は難易度等により実施する検査 及び低入札価格調査を行った工事について実施する検査であり、当該検査 の実施について特記仕様書等に明示し、受注者から中間検査願いを市長に 提出するものとする。
- 2 前項の段階検査は、原則として履行途中では実施しないものとし、単純事業 (維持修繕、区画線等)については行わないものとする。
- 3 第1項の中間検査願いを受理した事業担当課長は、佐倉市工事検査要綱第 8条第2項及び第4項の手続きを速やかに行わなければならない。
- 4 佐倉市工事検査要綱第8条第2項の手続きにおける検査担当課長への提出書類は別表2のとおりとする。

(確認検査)

- 第5条 確認検査は、不可視部分の確認、目的物の品質の向上あるいは完成 検査の補完を目的とし、検査担当課長が特に必要と認めた場合に実施する 検査であり、受注者からの中間検査願は不要とする。
- 2 検査担当課長は、前項に規定する検査を行う場合は、佐倉市工事検査要 綱第8条第5項及び第6項の手続きをしなければならない。
- 3 確認検査を円滑に実施するため、検査に先立ち必要な検査担当課長への 提出書類は別表2のとおりとする。

(中間検査の範囲)

第6条 段階検査の範囲は、別表1のとおりとする。

(中間検査実施回数)

- 第7条 段階検査を行う場合の実施回数は、原則として、当初契約金額が5千万円未満で低入札価格調査を実施した工事は1回、5千万円から1億円未満の工事は1回、1億円から1億5千万円未満の工事は2回及び当初契約金額が1億5千万円以上の事業は3回行うものする。ただし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。
- 2 検査の時期選定は、受注者と協議しながら監督員が行うものとする。

(中間検査と完成、出来形検査との関係)

第8条 中間検査により確認した部分については、完成検査、出来形(完済を含む)検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況等の変化や受注者の管理状況等から再度必要な場合又は検査員が指示したものはこの限りではない。

(中間検査と給付の確認検査との関係)

第9条 中間検査は、検査日までに完成した出来形部分ついて、確認は行うが 給付の対象とはしない。

(中間検査の指定の時期)

第10条 段階検査は、特記仕様書又は事業説明時の説明事項書等で指定するものとする。

2 部分使用検査及び確認検査は、実施中に協議し実施するものとする。

(補則)

第11条 この基準に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附則

1.この基準は、平成9年7月1日より施行する。

附則

1.この基準は、平成15年7月1日より施行する。 附則

この基準は、平成17年4月1日より施行する。 附則(平成30年4月10日決裁 30佐契第17号) この基準は、平成30年5月1日より施行する。 附則(令和3年5月7日決裁 佐契第103号) この基準は、令和3年5月7日より施行する。

別表 1

土木工事関係

工小 上手					
区分	工種	項目・時期の目安			
河川	護岸・堤防	・本体工(鋼矢板・鋼管矢板)の一部打設又は完了時			
		・裏込材の施工時又は完了時			
	樋門・樋管	・本体工(杭・壁体杭・地盤改良等)の一部又は完了時			
	水門	・本体工の鉄筋組立時又は完了時			
	堰	・型枠工の組立時又は完了時(コンクリート打設前)			
	排水機場	・コンクリート一部打設又は完了時			
	水路トンネル	・コンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット			
	床止め・床固	・ケーソン			
	め	・構造物の埋戻し前			
	消波・根固め				
砂防	斜面対策	・施工が1/2程度の段階			
		・コンクリート・モルタル吹付け			
		・アンカーエ			
道路	構造物・土工	・構造物の基礎工、鉄筋組立時又は完了時			
		・構造物の埋戻し前			
		・施工が1/3~1/2程度完了時			
		・河川に準ずる			
	舗装	・路盤工が一部又は完了時			
	橋梁下部	・基礎工の一部又は完了時			
		・コンクリート打設又は完了時			
		・河川に準ずる			
	鋼橋上部	・架設工の初期段階又は完了時			
		・仮組立又は社内検査終了時			
	コンクリート	・鉄筋組立時又は完了時			
	橋上部 (PC·	・コンクリート一部打設又は完了時			
	RC)				
	トンネル	・支保工の一部又は完了時			
		・覆工コンクリート一部打設又は完了時			
	共同溝	・鉄筋組立時又は完了時			
		・コンクリート一部打設又は完了時			

上下水道工事関係

	· · ·		
推進工	普通推進	・施工時又は貫通時(排水流下前)	
	補助工法を伴うもの、全工事		
シールドエ	全工事	・施工時又は貫通時(排水流下前)	
		• 立坑完了時	
杭打工	異形管防護、仕切弁室、空気弁室、	・概ね 50%施工時	
	小規模橋台を除く		
更生工	全工事	・クリーニング時	
水管橋工事	ワンスパン、パイプビームを除く	・データ採取の仮組時	
(上部工)	全工事		
管渠布設工事		・布設延長の概ね 50%施工時	
管製作接合工		・布設延長の概ね 50%施工時	
		・溶接個所を検査できる時	
塗装工事		・ケレン完了時	
コンクリート工事	打設、PC構造物	・概ね 50%施工時	
濾床、濾層		・施行中(注水前)	
特殊工法	工事完了前に確認の必要なもの	・施行中	

建築工事関係

・根切完了時		
・防水層施工完了時		
・捨てコン完了後、杭芯ずれ等測定後		
・鉄筋配筋検査(工程の適時)・躯体工事完了後(型枠		
撤去後)		
・建込完了時		
・進捗率概ね 50%以上		
· 完了時 · 耐震補強工事完了後		
・土木工事に準ずる		
・主要配管 ・配線完了後 (隠蔽前)		
• 受変電設備通電前		
・主要配管完了後(隠蔽前)		
・浄化槽、貯水槽水張り前		
・部分使用範囲の施工完了時		

(注)

- 1. 多工種を含む工事は、主要工種の項目で実施
- 2. 施工段階及び変化点が明確でない工種は、工事内容の1/2~2/3程度の進捗で実施

別表 2

中間検査区分	部分使用検査	段階検査	確認検査
検査執行依頼書	0	0	×
位置図	0	0	0
工事台帳	0	0	0
通知書等	0	0	×
中間調書	0	0	0
履行報告書	×	0	×
検査関係図書	0	0	×

「○」 検査に先立ち検査担当課長に提出するもの

「×」 提出不要